

(写)

## 総合的空家対策の促進に関する連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人滋賀・まいばら空き家対策会（以下「乙」という。）は、米原市内の総合的空家対策を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が連携し、米原市空家等対策計画に基づく総合的空家対策の促進および地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について連携する。

- （1） 空家等の有効活用に向けた総合的な窓口対応に関すること。
- （2） 空家等の所有者および利用希望者等への情報提供や支援に関すること。
- （3） 空家等対策に係る情報発信や啓発に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、必要と認められる事項に関すること。

（協定期間）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了30日前までに、甲または乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合は、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

（協定解除）

第4条 甲および乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部または一部を解除することができるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲および乙は、本協定の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。  
2 前項の規定は、本協定が終了した後についても適用する。

（協議）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、または本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

2 前項の協議による決定または本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは、無効とする。

(写)

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 滋賀県米原市米原 1016 番地  
米 原 市  
市 長 角 田 航 也

乙 滋賀県米原市長岡 1269 番地  
特定非営利活動法人  
滋賀・まいばら空き家対策会  
理 事 長 法 雲 俊 邑